

(遠軽町芸術文化交流プラザ)

(案)

使用料金減免取扱要領

第1 減免規定適用基準

(1) 使用料の免除

ア 遠軽町が主(共)催して事業を行う場合

- ① 遠軽町又は遠軽町教育委員会が、行政事務及び関連する業務のために施設を使用する場合。(選挙事務、確定申告事務、住民説明会、防災訓練、社会教育事業など。)
- ② 遠軽町の行政機関や附属機関が主(共)催して行う研究大会及び研修会、会議、発表会など。
- ③ 遠軽町教育委員会又は遠軽町の小・中学校が主(共)催して行う研究大会及び研修会、会議、発表会など。

イ 減免団体(プラザが開館する従前より減免を受けていた団体)が主(共)催する総会及び研究大会、発表会などの事業を行う場合

- ① 文化連盟(文化協会)が主(共)催又は主管する研究大会及び研修会、定期総会、発表会など。(入場料等を徴収する場合は、本基準の対象外とする。)
- ② 文化連盟加盟団体が主(共)催又は主管する研究大会及び研修会、定期総会など。
- ③ 中文連及び中文連に準ずる研究大会、発表会など。
- ④ 高文連及び高文連に準ずる研究大会、発表会など。
- ⑤ 町内の公共的団体、社会教育関係団体及び社会福祉団体が主(共)催又は主管する研究大会及び研修会、定期総会など。

(2) 使用料の減額

ア 減免団体(プラザが開館する従前より減免を受けていた団体)が主(共)催して、日常的活動を行うものであって社会教育及び社会福祉の向上など公共性且つ公益性があると認められる場合

- ① 文化連盟(文化協会)が主(共)催又は主管する役員会及び会議など。
- ② 文化連盟加盟団体が主(共)催又は主管する役員会及び会議、発表会など。(入場料等を徴収する場合は、本基準の対象外とする。)
- ③ 町内の公共的団体、社会教育関係団体及び社会福祉団体が主(共)催又は主管する役員会及び会議、発表会など。(入場料等を徴収する場合は、本基準の対象外とする。)

第2 減免手続き

(1) 第1(1)アに該当する場合は、「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」の提出により、専用使用許可書を発行する。

(2) 第1(1)イ及び第1(2)アに該当する場合は、「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」並びに「遠軽町芸術文化交流プラザ使用料金減免申請書」の提出により、専用使用許可書並びに使用料金減免通知書を発行する。

第3 その他

(1) 「公共的団体等」の施設使用料金減免の取扱いについて

第1(1)イ⑤及び第1(2)ア③に規定する「町内の公共的団体、社会教育関係団体及び社会福祉団体」の適用団体は、次のとおりとする。

ア 公共的団体

- ① 遠軽町自治会連合会(地区及び単位自治会も減免の対象とする。)
- ② 遠軽町地区体育会連絡協議会(単位地区体育会は対象外とする。)
- ③ 遠軽町老人クラブ連合会(地区及び単位老人クラブも減免の対象とする。)

イ 社会教育関係団体(社会教育法第10条による)

- ① 遠軽町PTA連合会（単位PTAも減免の対象とする。）
- ② 遠軽町子ども会育成連絡協議会（地区及び単位子ども会も減免の対象とする。）
- ③ 遠軽町音楽振興実行委員会（単位加盟組織は対象外とする。）
- ④ 遠軽太鼓育成保存会、生田原太鼓保存会
- ⑤ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする NPO 団体

ウ 社会福祉団体

- ① 遠軽町社会福祉協議会

エ 上記以外の団体で、当規定に該当すると思われる団体の取扱いについては、別途協議する。

(2) 小・中学校における部活動等の取扱いについて

部活動は教育課程に定められた教育活動ではないが、学校運営全体の中で配慮される教育活動と位置づけられることから、児童生徒の心身の健全な発達を促す部活動を支援することを目的に、ほか利用者等の支障のない範囲内においてプラザの使用を許可し、使用料について免除することとする。

ア 使用料 免除とする。

イ 免除の対象 学校長の管理下において行われる部活動、演奏会などの町民を対象とした発表会ならびに各種大会出場のための計画的な練習に使用する場合。又は、何らかの事情で学校の施設が一時的に使用できない場合。

ウ 申請方法 「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」及び「遠軽町芸術文化交流プラザ施設使用料減免申請書」により、学校長名で申請する。

(3) 北海道遠軽高等学校吹奏楽局における部活動等の取扱いについて

「吹奏楽の町遠軽」において各種音楽コンクール全国大会出場の常連校として活躍する北海道遠軽高等学校吹奏楽局の活動を支援し、学生の経費負担の軽減と遠軽町における芸術文化の発展を推進する観点から、ほか利用者等の支障のない範囲内においてプラザの使用を許可し、使用料について免除することとする。

ア 使用料 免除とする。

イ 免除の対象 学校長の管理下において行われる部活動及び演奏会などの町民を対象とした発表会及び各種大会出場のための計画的な練習に使用する場合。又は、何らかの事情で学校の施設が一時的に使用できない場合など。

ウ 申請方法 使用料免除に係る依頼文を学校長名で作成し、「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」及び「遠軽町芸術文化交流プラザ施設使用料減免申請書」とあわせて申請する。

(4) 北海道遠軽高等学校の学校行事及び部活動の取扱いについて

北海道遠軽高等学校長の管理下により教育課程に基づいて行われる学校行事及び部活動によるプラザ使用料の免除については、次のように取り扱うものとする。

ア 使用料免除に係る依頼文を学校長名で作成し、「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」及び「遠軽町芸術文化交流プラザ使用料減免申請書」とあわせて申請する。

イ プラザを使用して学校管理下以外で行われる学校行事及び部活動の練習等を行う場合にあっては使用料を免除しない。

ウ プラザを使用して第1（1）イ④に規定する以外の各種大会等を開催する場合にあっては、使用料免除に係る依頼文を学校長名で作成し、「遠軽町芸術文化交流プラザ使用許可申請書」及び「遠軽町芸術文化交流プラザ施設使用料減免申請書」を提出するものとする。また、必要に応じ資料等の提出を行わなければならない。

エ 部活動の種目として認められない活動等でプラザを使用する場合にあっては、使用料を免除しない。

オ 特殊な事例があった場合は、その都度、協議する。